

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年8月28日
【会社名】	日本エンタープライズ株式会社
【英訳名】	Nihon Enterprise Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 植田 勝典
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号
【電話番号】	(03)5774-5730
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 田中 勝
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号
【電話番号】	(03)5774-5730
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 田中 勝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年8月28日開催の当社第38回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年8月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金3円

配当総額：金115,604,700円

剰余金の配当が効力を生じる日：2026年8月31日

第2号議案 吸収分割契約承認の件

持株会社体制への移行の一環として、2026年7月24日付で当社と当社の100%子会社である日本エンタープライズ分割準備株式会社との間で締結された、当社を吸収分割会社、日本エンタープライズ分割準備株式会社を吸収分割承継会社として、当社が営むコンテンツサービス、ビジネスサポートサービス等のクリエイション事業及びシステム開発、業務支援サービス等のソリューション事業を日本エンタープライズ分割準備株式会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に係る吸収分割契約を承認するものであります。なお、本吸収分割の効力発生日は、2026年12月1日とします。

第3号議案 定款一部変更の件

持株会社体制への移行に際して、当社の商号を「日本エンタープライズグループ株式会社」に変更し、事業目的を持株会社としてのグループ会社の事業活動に対する経営管理等に変更（以下「本定款変更」といいます。）するものであります。なお、本定款変更は、本吸収分割の効力発生を条件として、本吸収分割の効力発生日（2026年12月1日）に効力が生じるものとします。

第4号議案 取締役5名選任の件

取締役として、植田勝典、田中 勝、杉山浩一、福田 正及び岩田明子の各氏を選任するものであります。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、星野正司氏を選任するものであります。

第6号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員（当社取締役を兼任する者を含みます。）に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。なお、当該委任に基づいて募集事項の決定をすることができる募集新株予約権の数の上限は4,000個であり、当該募集新株予約権につき金銭の払込みは要しないものとします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	269,985	2,352	—	(注) 1	可決 98.76%
第2号議案	269,489	2,848	—	(注) 2	可決 98.58%
第3号議案	269,538	2,799	—	(注) 2	可決 98.59%
第4号議案					
植田 勝典	267,763	4,574	—	(注) 3	可決 97.94%
田中 勝	268,992	3,345	—	(注) 3	可決 98.39%
杉山 浩一	268,968	3,369	—	(注) 3	可決 98.39%
福田 正	268,910	3,427	—	(注) 3	可決 98.36%
岩田 明子	269,002	3,335	—	(注) 3	可決 98.40%
第5号議案					
星野 正司	267,993	4,344	—	(注) 3	可決 98.03%
第6号議案	267,113	5,224	—	(注) 2	可決 97.71%

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上